

鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画

【計画のねらい】

厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであることから、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ることにより、「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」を目指します。

【計画期間】

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年間

【計画の目標】

- 1 死亡災害については、第13次期間中と比較して15%以上減少する。
- 2 死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数について、令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）に減少に転じる。

【計画の特徴】

1 アウトプット指標

労働者の協力の下、事業者において実施される重点事項に係る取組の成果をアウトプット指標として定める。

2 アウトカム指標

事業者が、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定める。

【重点事項と指標等】

- ・ 印は重点事項のうち、アウトプット・アウトカム指標を定めたもの。
- ・ 鳥取県内の事業場の状況等の分析を行い、必要に応じて見直す予定。

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

【鳥取労働局の取組事項】

- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生対策に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）。
- ・ 労働者死傷病報告に係る報告書の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等の一層の推進。
- ・ 労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討）。等

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（ ）

【鳥取労働局の取組事項】

- ・ 転倒や腰痛を含む行動災害に係る + safe協議会や関係機関との連携。
- ・ 転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の周知を行うとともに、アプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの普及を図る。
- ・ 冬季の転倒災害防止対策について、関係機関と連携を図る。 等

【アウトプット指標】

- ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- ・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・ 増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに歯止めをかける。
- ・ 転倒による平均休業見込日数を令和9年（2027年）までに30日以下とする。
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における動作の反動、無理な動作の死傷年千人率を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに減少させる。

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進()

【鳥取労働局の取組事項】

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の周知を図る。(令和8年4月から「エイジフレンドリー指針」となりました。)
- ・厚生労働本省の「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組の推進。 等

【アウトプット指標】

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。) に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(ハード・ソフト両面からの対策) を実施する事業場の割合を令和9年(2027年) までに50% 以上とする。(「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」は、令和8年4月から「高年齢者の労働災害防止のための指針」となりました。)

【アウトカム指標】

- ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を令和4年(2022年) と比較して令和9年(2027年) までに、その増加に歯止めをかける。

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進()

【鳥取労働局の取組事項】

- ・厚生労働本省で開発を促進する外国人労働者への安全衛生教育、危険の見える化のためのピクトグラム安全表示の周知を図る。 等

【アウトプット指標】

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年(2027年) までに50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・外国人労働者の死傷年千人率を令和4年(2022年) と比較して令和9年(2027年) までに減少させる。

5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

【鳥取労働局の取組事項】

- ・有害物質による健康障害の防止措置について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、同等の保護措置を講じることを義務付ける改正省令の内容の周知を図る。 等(個人事業者等の危険有害作業に係る災害防止のため、令和7年4月から順次に事業者、注文者等による対策が、令和9年4月から個人事業者等、作業場所管理事業者による対策の実施等が義務付けられています。)

6 業種別の労働災害防止対策の推進()

ア 陸上貨物運送事業対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実と強化を図る。
- ・荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等から、荷主事業者対策に取組む。 等

【アウトプット指標】

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号) に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場(荷主となる事業場を含む。) の割合を令和9年(2027年) までに45%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を令和4年(2022年) と比較して令和9年(2027年) までに5%以上減少させる。

イ 建設業対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策を充実強化する。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策を徹底する。等

【アウトプット指標】

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントをより的確に取り組む建設業の事業場の割合を令和9年(2027年) までに100%とする。

【アウトカム指標】

- ・建設業における死亡者数を第13次労働災害防止推進計画(平成30年度(2018年度) ～令和4年度(2022年度))。以下「第13次」という。) 期間中と比較して15%以上減少させる。

ウ 製造業対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械の置き換えを通じて、労働災害のリスクを低減させる取組を推進する。
- ・労働者に対する定期的な教育等意識を高める取組を推進する。 等

【アウトプット指標】

- ・リスクアセスメントを実施し、かつ、機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに60%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を令和4年（2022年）と比較して令和9年（2027年）までに5%以上減少させる。

エ 林業対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・立木の伐倒時の措置等の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策を徹底する。
- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」等の周知を図る。 等

【アウトプット指標】

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。「伐木等作業の安全ガイドライン」）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・林業における死傷者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、第13次期間中より減少させる。

7 労働者の健康確保対策の推進()

ア メンタルヘルス対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じてメンタルヘルス対策の取組を支援する。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリットについて意識の啓発を図る。等

【アウトプット指標】

- ・メンタルヘルス対策として、実務担当者の選任、管理者及び労働者への教育・情報提供のいずれも取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を令和9年（2027年）までに50%未満とする。

イ 過重労働対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過重労働が疑われる事業者への監督指導を徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知、指導等の取組を推進する。 等

【アウトプット指標】

- ・年次有給休暇の取得率を令和7年（2025年）までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年（2025年）までに15%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年（2025年）までに5%以下とする。

ウ 産業保健活動の推進

【鳥取労働局の取組事項】

- ・健康経営の視点を含めた経営層に対する意識啓発を強化する。
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を周知する。（「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」は、令和8年4月から「治療と就業の両立支援指針」となりました。）
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、事業場に対する産業保健活動を支援する。等

【アウトプット指標】

- ・各事業場において、相談窓口を含む必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を令和9年（2027年）までに50%未満とする。（再掲）

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策（ ）

【鳥取労働局の取組事項】

- ・事業者向けの化学物質管理に係る講習会等の充実を図る。
- ・労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の周知等により事業場における化学物質管理を支援する。 等

【アウトプット指標】

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年（2025年）までにそれぞれ現状より20%以上増加させる。
- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年（2025年）までに現状より20%以上増加させるとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年（2027年）までに現状よりの20%以上増加させる。

【アウトカム指標】

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次期間中と比較して5%以上減少させる。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・石綿事前調査結果報告システムの周知を図る。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等を周知する。
- ・発注者の配慮義務等にかかる周知等を実施。
- ・第10次粉じん障害防止総合対策に基づく呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用を推進。 等

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策（ ）

【鳥取労働局の取組事項】

- ・日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図り、あわせて、先進的な取組の紹介、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を実施する。（令和7年6月に熱中症対策の強化のため、改正労働安全衛生規則が施行され、「職場における熱中症予防基本対策要綱」は、令和8年3月から「職場における熱中症予防のためのガイドライン」となりました。）
- ・「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく取組の指導等を実施する。 等

【アウトプット指標】

- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・増加が見込まれる熱中症による死傷者数を第13次期間中より減少させる。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

【鳥取労働局の取組事項】

- ・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入に係る支援を周知。

【一口メモ】 労働災害防止推進計画とは

労働災害の防止対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が5年間にわたる労働災害防止計画を示し、各地方局ではこれに基づきそれぞれの地方局に応じた労働災害防止推進計画を策定しています。

鳥取労働局では、昭和33年に第1次労働災害防止推進計画を策定しました。

「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」は鳥取労働局ホームページに掲載しています。



厚生労働省

鳥取労働局

鳥取・米子・倉吉各労働基準監督署